

令和7年1月24日

公益社団法人鹿児島県理学療法協会

役員候補者選挙 実施要領

公益社団法人鹿児島県理学療法士協会

選挙管理委員長 前田 哲

1. 選挙人, 被選挙人について

(1) 投票者は選挙人, 立候補者は被選挙人でなければならない。

(2) 選挙人, 被選挙人について

1) 理事選挙について

選挙人は選挙期間中において, 社員(公益社団法人 鹿児島県理学療法士協会の代議員)とする。被選挙人は令和7年1月17日時点において, 会員(正会員・名誉会員)として登録されている者とする。選挙権及び被選挙権の資格のない者は以下のとおりとする。

- ① 休会者
- ② 会員資格が停止されている者
- ③ 会費未納者

2) 監事選挙について

選挙人は選挙期間中において, 社員(公益社団法人 鹿児島県理学療法士協会の代議員)とする。被選挙人は協会業務に精通したものとする。

3) 注意事項

選挙人は, 被選挙人を兼ねることはできない。選挙人が被選挙人となった場合, 投票権を失うものとする。

※選挙期間中に代議員の資格を失った場合, 選挙人の資格も失効となる。

2. 選挙される役員と定数 および 任期

(1) 定数

理事: 16名以上 18名以下

監事: 2名以内

(2) 任期

自: 選任された定時総会終結時から

至: 2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結まで

3. 立候補の受付について

(1) 受付時期

1) 立候補受付期間は、令和7年1月31日正午～令和7年2月7日正午とする。

2) 立候補を辞退する場合の締め切りは令和7年2月14日正午とする。

候補者は辞退届を記入し選挙管理委員会へメールにて行う。

選挙管理委員会は、立候補辞退受理書を交付する。

(2) 受付順位

受付順位は、最終受付時刻順とする。

名簿掲載順位に関しては、受付順とする。

(3) 受付数が定数に満たない場合

1) 立候補者が定数に満たないときは理事会において候補者を推薦する。

2) 選挙管理委員長は、定数に満たなかった旨を理事会へ報告。

理事会は、令和7年3月3日までに候補者を推薦する。

(4) 立候補届の様式

1) 届出方法

・届出方法はwebのみとする。

・鹿児島県理学療法士協会ホームページより選挙サイトへアクセスし<https://k-pt.sakura.ne.jp/>立候補の届出を行う。

・立候補受付はパソコン等を使用し行ってください。

お使いのパソコン等の環境により、立候補受付を完了できない場合があります。

・個人「ID」・「パスワード」を入力。(選挙システムは初期化されております。)

ID：会員番号

パスワード：生年月日 (例 2002年1月11日生：20020111)

・立候補手続き完了のお知らせをメールにてお知らせ致しますので、個人メールアドレス登録をお願いします。

なお、お知らせメールが届かない場合、選挙管理委員会へご連絡ください。

・立候補の届出と同時に立候補趣意書(250～300字程度)、写真(直近3か月以内の物)の入力をお願い致します。

・趣意書入力の際、文頭に「理事立候補」又は「監事立候補」と入力する。

2) 写真

上半身(正面)脱帽、無背景、カラー、直近3か月以内に撮影したもの、

デジタルデータの形式はJPEGとし、容量は50MB以内とする。

4. 立候補届の受理

(1) 受付

立候補受付終了時点の状態をもって最終受付とする。

(2) 受理

立候補届受付後、選挙管理委員会による審査を経て、正式に立候補届が受理された際には、選挙サイトにて承認され、立候補手続きを終了した旨をメールにて送る。また、受理後であっても明らかな書類不備や虚偽記載等が発見された場合は受理を取り消すことがある。

(3) 立候補届の修正

立候補受付期間中の内容修正、変更が可能です。また、所定の書式を満たしていない場合は届出を無効とします。

5. 立候補者一覧および選挙公報

(1) 立候補者告示

立候補者の氏名や趣旨の告示については、投票開始日の1週間前を目途に県士会ホームページ上に掲載する。また、選挙公報も早急に発行する。

選挙公報掲載順、投票画面氏名掲載順は同一とし、それらについては、立候補届の最終受理順とする。

6. 選挙活動

(1) 選挙期間：令和7年2月8日～2月21日

立候補者及びその応援をする者は、公序良俗に反する選挙活動を行い、または関与してはならない。これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は状況により注意、指導、是正勧告、立候補取り消しを行うことがある。

※詳細は協会HPの選挙運動FAQ等をご確認ください。

7. 投票について

(1) 投票期間：令和7年2月22日正午～3月1日正午必着とする。

(2) 鹿児島県理学療法士会 代議員による投票を行う。

立候補者が、定数を超えた場合、投票を行う。

投票は定数内連記投票とし、投票用紙へ記入する。

白票は有効投票とする。

定数や期間を超えて投票しようとした場合は、これを受け付けない。

(3) 投票方法

投票は、郵送にて行う。

選挙管理委員は、投票用紙・返信用封筒を代議員へ郵送

代議員は投票用紙へ記入後、期間内に返送する。

8. 開票について

(1) 開票日：令和7年3月2日～3月3日

投票締切り後、速やかに行う。

(2) 開票立会人の選出

1) 開票には、選挙管理委員、開票立会人が立ち会う。

2) 立会人選出は、選挙管理委員長より任命する。

(3) 当選人について

1) 理事・監事の投票は定数内連記投票とし、得票数の多い順に、定数までを当選とする。

2) 得票が同数の場合は抽選で上位者を決める。

(4) 選挙結果の告示は、速やかに県士会ホームページ上に掲載する。

9. 異議申立期間

(1) 異議申立期間：令和7年3月24日まで

異議申し立ては「異議申立書」へ必要事項を記入し、電子メールにより行うものとする。申立先は選挙管理委員長とします。

kkpta.senkyo(a)gmail.com（選挙管理委員長）宛に送信ください。

メール送信時は(a)を@に変えてください。

10. 問合せ、

鹿児島県理学療法士会選挙管理委員会メールアドレス：kkpta.senkyo(a)gmail.com

(選挙管理委員長)宛に送信ください。メール送信時は(a)を@に変えてください。

以上